

マイナンバーカードの健康保険証利用について

当院では、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。
以下の窓口に設置しております顔認証付きカードリーダーに
マイナンバーカードを置いていただくことで、
簡単に認証（マイナ受付）ができます。

（公費負担受給者証・その他医療証については、マイナンバーカードでは
確認できませんので、必ず原本のご提示が必要となります。）



顔認証付きカードリーダーの設置場所

<医科> 1階受付

<歯科> 1階歯科受付



健康保険証の発行が **2024年12月2日**より終了することが
国の方針として決定されました。

当院においても「マイナ保険証の利用促進」を進めてまいります。

[マイナンバーカードの保険証利用について（被保険者証利用について） | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

◆マイナ保険証利用に関する詳細は、厚生労働省のリーフレットをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001262393.pdf>

◆マイナ保険証のメリットについての詳しくはこちらのページをご覧ください。

厚生労働省：マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22682.html

医療 DX 推進体制整備加算についてのお知らせ

当院は、医療 DX 推進の体制に関して下記の整備を行っています。

- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。

[トップページに戻る](#)